

令和 6 年度 第 5 回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和 6 年 8 月 16 日（金）午後 1 時 55 分～午後 2 時 58 分
- 2 場 所 市役所本庁 4 階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員（15名）、欠席委員（ 名）

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等（6名）

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員（2名）、農業振興課（2名）

- 4 議事録署名委員の指名 1 番 麻生 祐三子 2 番 後藤 綾子
- 5 報告事項

（1）会長報告及び各種報告

（2）報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

（3）報告第 11 号 農地法第 5 条許可の取り消し願いについて

6 議 事

（1）議案第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について

（2）議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

（3）議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

（5）議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

（4）議案第 29 号 現況証明（非農地証明）について

（5）議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

事務局長 （総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は15名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

日程1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程2

議事録署名委

員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。
1番（麻生祐三子委員）、2番（後藤綾子委員）

日程3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。（資料に基づき説明）
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第11号 農地法第5条許可の取り消し願いについて
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程4

議 事

議 長 ◆議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長

提出者の説明が終わりました。
本件については、5番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席を求めます。

(5番委員 退席)

本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。
議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について」は、原案のとおり「問題ない」とします。

5番委員の入室を認めます。

(5番委員 入室)

(農業振興課職員 退席)

議 長

◆議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番から9番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番から4番の案件を12番委員に、番号5番と6番の案件を1番委員に、番号7番の案件を13番委員に、番号8番の案件を11番委員に、9番の案件を4番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告

12番委員 審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

1番委員

13番委員

11番委員

4番委員

議 長

事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第26号の9案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 26 号の 9 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 26 号の 9 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。
本件に係る 1 案件について 9 番委員にお願いします。

9 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
審査の結果、許可基準の 12 項目について問題ないと認められました。

議長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 27 号の 1 案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 27 号の 1 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 27 号の 1 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番と 2 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。
本件に係る 2 案件について 2 番委員にお願いします。

2 番委員 (地区審査結果の報告)
審査の結果、許可基準の 12 項目について問題ないと認められました。

議 長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 28 号の 2 案件についてこれより質疑を許可します。

5 番委員 2 番の案件ですが、個人的に運営をされている教育施設ではないのですか。

(事務局) 豊後大野市が運営しており、代表が市長となっております。

議 長 ほかに意見はございませんか。
無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 28 号の 2 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第 28 号の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 29 号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から 8 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番と 2 番の案件を 2 番委員に、番号 3 番と 4 番の案件を 9 番委員に、番号 5 番から 8 番の案件を 11 番委員にお願いします。

2 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
9 番委員 調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。
11 番委員

議 長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 18 号の 8 案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 29 号の 8 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。
これから採決します。議案第 29 号の 8 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 29 号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
これから採決します。議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議 長 その他ご意見等はありませんでしょうか。
無いようですので、これをもちまして、令和 6 年度第 5 回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。
長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定による議事録署名については、原本による。